

呉市水道局電算処理業務管理に関する規程

平成20年8月28日呉市水道局規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、電算処理システム(電子計算機を用いて特定の業務を処理する仕組みをいう。以下同じ。)に関する業務(電算処理システムの開発、これに伴う物品の購入その他の費用の支出を伴う業務に限る。以下「電算処理業務」という。)の適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(最高情報統括責任者)

第2条 前条に規定する目的を達成するため、最高情報統括責任者(以下「CIO」という。)を置き、管理部長をもってこれに充てる。

2 CIOは、電算処理業務を総合的に掌理する。

(情報統括責任者)

第3条 CIOを補佐するため、情報統括責任者を置き、総務企画課総務係長をもってこれに充てる。

(業務責任者)

第4条 個別の電算処理業務の責任者として、業務責任者を置き、当該電算処理業務を行おうとする課(課に準じる組織を含む。以下「課等」という。)の長をもってこれに充てる。ただし、庁内LANにおいては、庁内LANシステム管理者設置規程(平成16年呉市水道局規程第10号)第1条に規定する庁内LANシステム管理者(以下同じ。)を業務責任者とする。

2 業務責任者は、当該所属する課等における次に掲げる職務を所掌する。

(1) 電算処理業務に係る契約及び変更並びにこれらの仕様を示す書面の作成に関すること。

(2) 電算処理システムの開発、変更及び管理に関すること。

(3) 電算処理システムに係る入・出力帳票の收受及び管理に関すること。

(4) 情報統括責任者及び契約の相手方との連絡・調整に関すること。

(5) その他電算処理業務のため必要な職務

(電算処理業務計画書の提出)

第5条 業務責任者は、予算要求前に、電算処理業務計画書を情報統括責任者に提出し、必要に応じ、その当該電算処理業務の適正性、合理性等に関する審査(以下「審査」という。)を受けなければならない。

2 業務責任者は、前項の規定による電算処理業務計画書の提出後、法令の改正その他の事情により当該業務計画を変更する場合は、速やかに情報統括責任者にその旨を書面により報告し、必要に応じ、その審査を受けなければならない。

3 情報統括責任者は、前2項の審査に基づき、特に重要と認められる電算処理業務についてCIOに報告し、その指示を受けるものとする。

4 業務責任者は、第1項又は第2項の審査を受けた電算処理業務の執行が完了した場合は、速やかに情報統括責任者にその旨を書面により報告しなければならない。

(情報セキュリティポリシー)

第6条 C I Oは、電算処理システムに係る情報の漏えいを防ぐための取扱指針として、情報セキュリティポリシーを別に定める。

2 職員は、電算処理システムの取扱いに当たっては、前項の情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(合議)

第7条 電算処理業務の執行に当たり、管理者決裁を要するものは、情報統括責任者及び庁内L A Nシステム管理者に合議しなければならない。

(帳票の様式)

第8条 この規程の施行に関して必要な帳票の様式は、情報統括責任者が別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、電算処理業務の管理及び運営に関して必要な事項は、C I Oが別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。